

入札調書

【条件付一般競争入札】

令和 7年10月20日入札

起工番号 第 51 号

件 名 長津一丁目地内管渠築造工事(12工区)

契約金額 28,424,000円 予定価格 31,681,100円
(25,840,000 × 1.10) 最低制限価格 28,424,000円

	入札者	1回目	2回目	3回目	結果
1	(株)原産業	25,840,000			
2	(株)山瀬組	25,840,000			
3	藤木建設(株)中間支店	25,840,000			くじにより決定
4	晃永工業(有)中間支店	25,840,000			
5	(株)川浪建設工業 中間支店	25,840,000			
6	(株)山賀 中間支店				辞退
7	(株)東栄建設				資格取消
8					
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

【条件付一般競争入札】

令和 7年10月20日入札

起工番号 第 49 号

件 名 池田団地外壁改修工事(61-4棟)

契約金額 25,424,300円 予定価格 28,250,200円
(23,113,000 × 1.10) 最低制限価格 25,424,300円

入札者		1回目	2回目	3回目	結果
1	(株)原産業	23,113,000			
2	(有)松田建設	23,113,000			くじにより決定
3	藤木建設(株)中間支店				資格取消
4	(有)久綱工務店	23,113,000			
5	山藤建設(株)				資格取消
6					
7					
8					
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

【指名競争入札】

令和 7年10月20日入札

起工番号 第 52 号

件 名 長津一丁目地内マンホールポンプ設置工事

契約金額 14,021,700円 予定価格 15,580,400円
(12,747,000 × 1.10) 最低制限価格 14,021,700円

	入札者	1回目	2回目	3回目	結果
1	フルヤ工業(有)	12,747,000			くじにより決定
2	(株)猪熊工業所	13,500,000			
3	(株)ドーワテクノス	12,747,000			
4	光電工(株)	12,747,000			
5	(株)ケイ・イー・エス				辞退
6	大新工業(有)	14,000,000			
7	隔測計装(株)	14,164,000			
8	ゼオライト(株)				辞退
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

【指名競争入札】

令和 7年10月20日入札

起工番号 第 53 号

件 名 中間市内マンホールポンプ改築工事(6工区)

契約金額 9,801,000円 予定価格 10,891,100円
(8,910,000 × 1.10) 最低制限価格 9,801,000円

	入札者	1回目	2回目	3回目	結果
1	フルヤ工業(有)				資格取消
2	(株)猪熊工業所	9,600,000			
3	(株)ドーフテクノス	8,910,000			くじにより決定
4	光電工(株)	8,910,000			
5	(株)ケイ・イー・エス				辞退
6	大新工業(有)	9,500,000			
7	隔測計装(株)	9,901,000			
8	ゼオライト(株)				辞退
9					
10					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である

入札調書

【指名競争入札】

令和 7年10月20日入札

起工番号 第 55 号

件名 土手ノ内一丁目地内下水道管渠改築工事(2工区)

契約金額 8,652,600円 予定価格 9,695,400円
 (7,866,000 × 1.10) 最低制限価格 8,652,600円

	入札者	1回目	2回目	3回目	結果
1	(株)Asste				無効
2	(株)永和				辞退
3	(有)三建建設 中間支店	7,866,000			
4	(株)大信土木建設				辞退
5	(有)タカネ建設工業				無効
6	(株)高野工務店 中間支店				辞退
7	中嶋工業	7,866,000			
8	(有)久綱工務店				辞退
9	ヒヤムタ興産(株)				辞退
10	フルヤ工業(有)				辞退
11	(有)松田建設				辞退
12	(有)御館建設	8,814,000			
13	(株)宮本舗道工業 中間支店				辞退
14	明秀産業(株)中間支店	7,866,000			くじにより決定
15					
16					
17					
18					
19					
20					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込に係る金額である